

事 務 連 絡

平成 23 年 12 月 28 日

各都道府県・政令市

産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課

電子マニフェストシステムにおける特定産業廃棄物の分類コードの追加等  
について

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下、「法」という。）の施行規則（平成 23 年環境省令第 33 号）附則第 6 条において、当分の間、事業者が処理を他人に委託する産業廃棄物に法第 23 条第 2 項に規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 12 条の 3 第 1 項の産業廃棄物処理票に、当該特定産業廃棄物に関する事項を記載することとした。

また、廃棄物処理法第 12 条の 5 に規定する電子情報処理組織を使用し、委託した産業廃棄物の処理の終了を確認等する電子マニフェストシステム（以下「システム」という。）についても同様に、廃棄物処理法第 13 条の 2 第 1 項に基づき環境大臣から指定された情報処理センター（財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）へ当該特定産業廃棄物に関する事項を登録することとし、今般、別紙のとおりシステムに特定産業廃棄物の分類コードを追加したので、ご了承ください。

○本件に係る連絡先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

諸星、泉（Tel：03-3581-3351 内線 6879、6874）